

第2部 海洋のこの一年

令和6年度、我が国においては様々な海洋に関する話題がありました。ここでは、主な話題をトピックスとして紹介します。

1 海洋開発等重点戦略策定について

(1) 海洋基本計画、海洋開発等重点戦略

我が国は、四方を海に囲まれ、世界第6位の広大な排他的経済水域等を有しています。また、貿易量の99%以上を海上輸送に頼るなど、私たちは海洋から様々な恩恵を受けています。海洋に関する施策は多種多様にわたるため、各省庁が担当する個別の施策を相互に連携・調整することが必要です。

令和5年4月、第20回総合海洋政策本部会合において議論され、閣議決定された、「第4期海洋基本計画」では、海洋政策上の喫緊の課題として、我が国周辺海域を巡る情勢への対応、気候変動や自然災害への対応、国際競争力の強化、海洋人材の育成・確保を掲げました。

さらに、本計画も踏まえ、府省横断で戦略的かつ強力に取り組を進めるべき6つの重要ミッションを令和5年12月の第21回総合海洋政策本部会合において選定し、これらの重要ミッションを強力に推進するための「海洋開発等重点戦略」を令和6年4月の第22回総合海洋政策本部（書面開催）において策定しました。

令和7年7月時点で、「海洋開発等重点戦略」の対象となっている重要ミッションは、下記のとおりです。

1) 自律型無人探査機（AUV）の開発・利用の推進

海洋の省人化、生産性向上等に資するAUVの開発・実用化、利用拡大、共通化・標準化や、オープン・クローズ戦略等の制度環境整備等の取組を推進する。

2) 海洋状況把握（MDA）及び情報の利活用の推進

海洋の安全保障、海洋の産業利用の推進等の観点から、衛星データ・民間データ・AIの活用や諸外国の海洋情報の取り込みによるMDAの能力強化と海洋情報の活用の促進を図る。

3) 洋上風力発電のEEZ展開に向けた制度整備の推進

再生可能エネルギーの活用拡大に向け、我が国のEEZでの洋上風力発電の案件形成に向けた必要な制度整備を推進する。

4) 特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進

経済安全保障の強化等の観点から、南鳥島での継続的な産業活動に必要な環境整備を見据えた、地形、地質、環境等の情報・データの収集・整理や検討等を実施する。

5) 管轄海域の保全のための国境離島の状況把握

海洋開発・利用の前提となる管轄海域を保全するため、国境離島の合理的・効果的な状況把握を推進する。

6) 北極政策における国際連携の推進等

北極域での産業利用の促進や研究の国際連携強化等を目指し、北極域研究船等を国際プラットフォームとして活用するための取組等を推進する。

令和6年度に開催された総合海洋政策本部参与会議においては、海洋開発等重点戦略に係る取組の実施状況等について報告を行い、各参与から様々なご意見を頂戴しました。

(2) 総合海洋政策本部開催

令和7年4月25日（金）、第23回総合海洋政策本部会合が開催され、海洋開発等重点戦略のフォローアップ等について審議・了承されました。

また、本会合では総合海洋政策本部参与会議（座長：中西京都大学教授）において各参与から頂戴した意見を取りまとめた総合海洋政策本部参与会議意見書を、総合海洋政策本部長（内閣総理大臣）へ手交しています。本意見書は、総合海洋政策本部会合参与会議にて、「1.海洋開発等重点戦略の実施に当たり留意すべき事項」、「2.府省横断的に推進すべき施策、府省横断的に留意すべき事項等」について審議を実施した内容を取りまとめたものとなります。本意見書については、総合海洋政策推進本部のホームページをご覧ください。

総合海洋政策本部会合（第23回）議事次第：

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/dai23/23gijisidai.html>



第23回総合海洋政策本部会合
（令和7年4月25日）の様子



総合海洋政策本部において中西座長より
石破総理大臣へ参与会議意見書を手交する様子

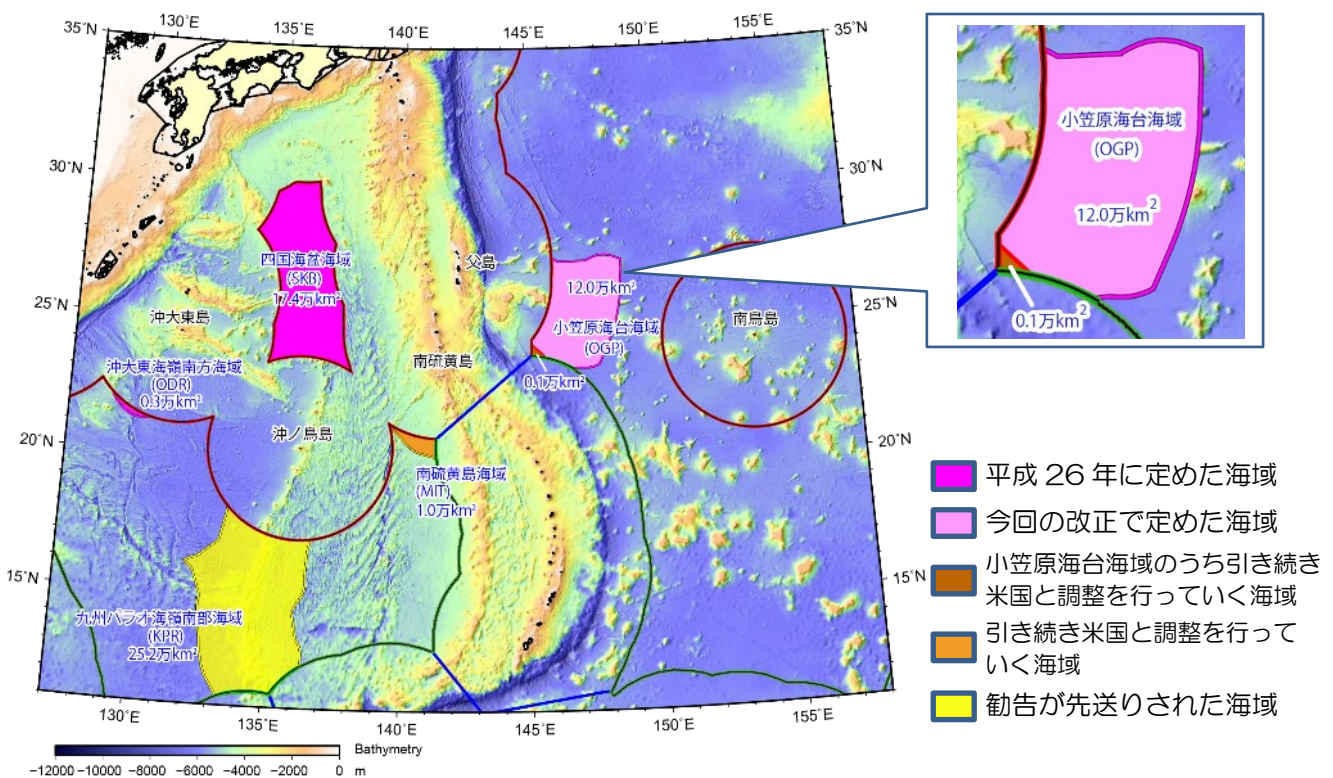
2 小笠原海台海域の大陸棚延長

国連海洋法条約では、沿岸国の領海の基線から200海里までの海底（領海を除く。）とその下を、その国の「大陸棚」と定めています。加えて、200海里を超えた海域についても、国連海洋法条約に基づき設置された「大陸棚限界委員会」に申請し、地形・地質的につながっていると認められた場合には、さらに大陸棚を延長することができます。沿岸国には大陸棚を探索し及びその天然資源を開発するための主権的権利が認められます。

平成20年11月12日、我が国は、関係省庁間の連携により得られた膨大な地形・地質に関する科学的データとともに「大陸棚限界委員会」に大陸棚の延長を申請し、平成24年4月27日、小笠原海台海域等について、大陸棚の延長が認められるとする内容の勧告を受領しました。

同勧告を受け決定した「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」（平成26年7月4日総合海洋政策本部決定）に基づき、大陸棚の延長が認められた海域のうち四国海盆海域及び沖大東海嶺南方海域（両海域併せて約18万km²）については、平成26年9月9日、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号の海域を定める政令」を閣議決定し、正式に我が国の延長大陸棚の海域として決めました。

また、小笠原海台海域については、関係国である米国と必要な調整を行い、その結果、小笠原海台海域の大部分（約12万km²、本州の約半分の面積）を、我が国の延長大陸棚の海域として定めることが可能となり、令和6年6月25日、上記政令の改正を閣議決定し、新たに小笠原海台海域についても、我が国の延長大陸棚の海域として決めました。



3 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の改正

洋上風力発電は、今後コスト低減が見込まれる電源として、我が国の電力供給の一定割合を占めることが見込まれ、急速なコストダウンと案件形成が進展する海外と同様、我が国の再生可能エネルギーの主力電源化に向けた「切り札」とされています。また、事業規模が大きく、産業の裾野も広いことから、建設や O&M（オペレーション&メンテナンス）等を通じ雇用創出にも貢献するなど、経済波及効果が期待されます。こうした点を踏まえ、政府は 2030 年までに 10GW（1,000 万 kW）、2040 年までに浮体式も含む 30GW～45GW（3,000 万 kW～4,500 万 kW）の案件を形成することを目指すこととしています。

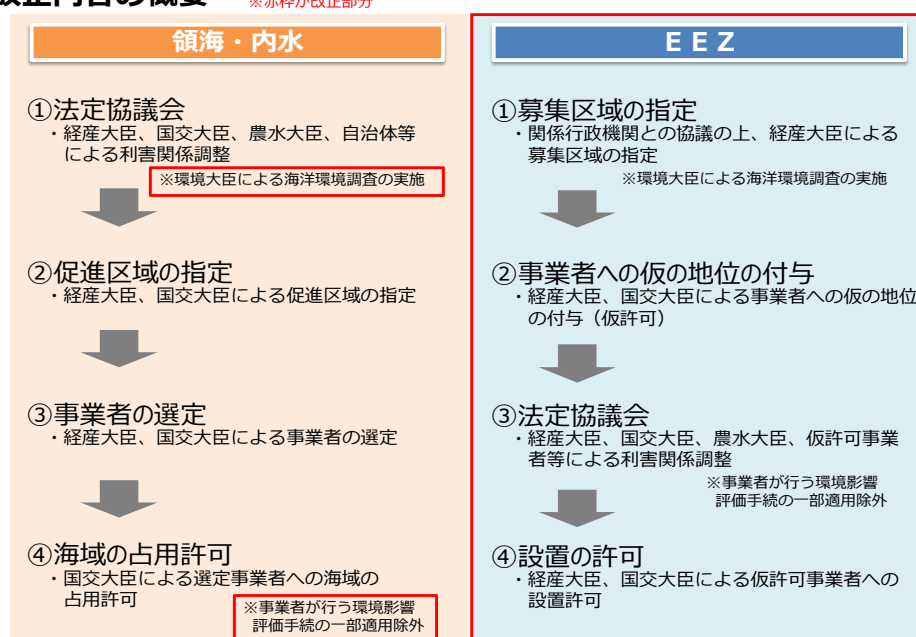
そのため、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号）を改正し、領海及び内水における海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に加え、海洋法に関する国際連合条約に定める権利を的確に行使し、我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図るため、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可に係る規定等が設けられることになりました。また、海洋環境等の保全に配慮した海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定等を行うため、環境大臣による海洋環境等に関する調査等の実施に係る規定等が設けられることになりました。

なお、改正法案は、令和 6 年第 214 回国会に提出され、一度廃案となっていますが、令和 7 年第 217 回国会に改めて提出され、両院において審議の上、同年 6 月 3 日に成立し、同 11 日に公布されました。改正により新たに設けられる規定等は、今後政府において政省令の整備等の施行準備が進められ、公布後 1 年以内に施行されることとなります。また、規定の追加に伴い法律の題名も改められ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成 30 年法律第 89 号）となります。

政府としては、本法案の着実な施行と併せ、官民の連携により、競争力があり強靱なサプライチェーンを国内に形成することや人材育成などの取組を進めていくとともに、災害時のエネルギーの安定供給の確保や地域活性化の観点から、波力、潮力等も含め地域に賦存する海洋再生可能エネルギーの地産地消の実現に向けた取組を進めていきます。

改正内容の概要

※赤枠が改正部分



4 国連公海等生物多様性協定（BBNJ 協定）

第 217 回国会において、「海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定」（国連公海等生物多様性協定（BBNJ 協定））の締結について承認されました（令和 7（2025）年 5 月 23 日）。

（１） BBNJ 協定の背景、我が国が BBNJ 協定を締結する意義

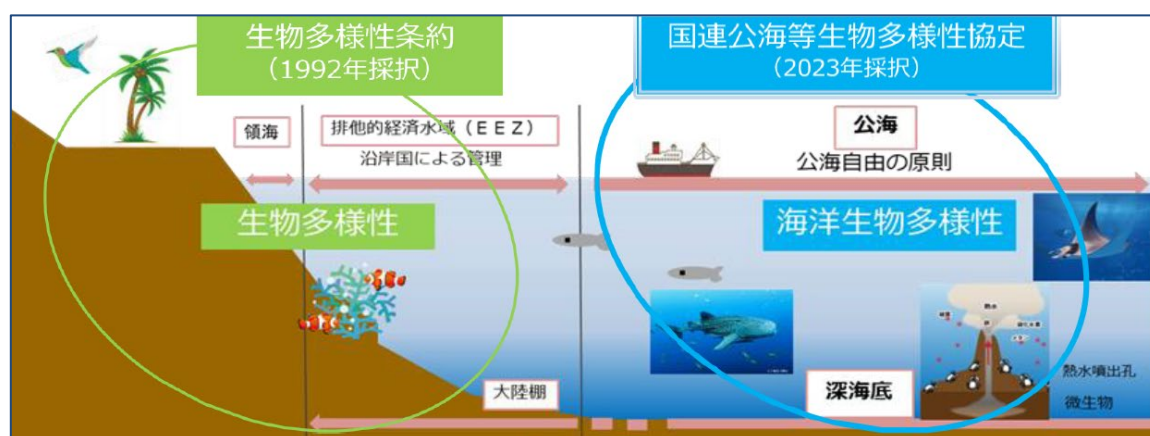
海洋の生物の多様性の保全と持続的な利用に関して、沿岸国の管轄の下にある海域（領海、排他的経済水域及び大陸棚）については、「生物多様性条約」（平成 5（1993）年 12 月 29 日発効）によって規定されていますが、海洋における人間の活動及びその影響（気候変動・海洋酸性化・海洋汚染・持続可能でない利用等）の範囲が拡大した結果、公海及び深海底にも同様のルールが必要であるとの国際的な認識が高まり、国連の下での約 20 年に及び議論を経て「国連公海等生物多様性協定（BBNJ 協定）」が採択（令和 5（2023）年 6 月 19 日）されました（令和 7（2025）年 7 月現在未発効）。

この協定は、国際社会全体として取り組むべき喫緊の地球環境課題である海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用の確保を目的とし、海洋遺伝資源の採取・利用の通報と利益の配分、海域を特定した措置（海洋保護区等）の設定、環境影響評価の実施、能力開発・海洋技術移転の協力などに関する、公海・深海底における新たな国際的ルールを規定したものとなります。

我が国としては、我が国の海洋権益を維持及び確保しつつ、公海等における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用の促進を図り、並びに法の支配に基づく海洋秩序の維持及び発展に寄与していく上で、この協定の発効時から締約国として国際的なルール作りにかかる議論に参画することが重要であると考えています。

（２） BBNJ 協定の締結・発効に向けて

BBNJ 協定は、締約国数が 60 となった 120 日後に発効するところ、我が国は、国内手続きが完了次第、早期に締結する考えです。また、この協定を実施するための具体的な制度及び手続は協定発効後に締約国会議（COP）で決定されることとなっており、COP の第一回会合に向けた準備委員会での議論が始まっているところ、関係府省庁が協力してこれに対応し、協定の発効に向けた準備を進めています。

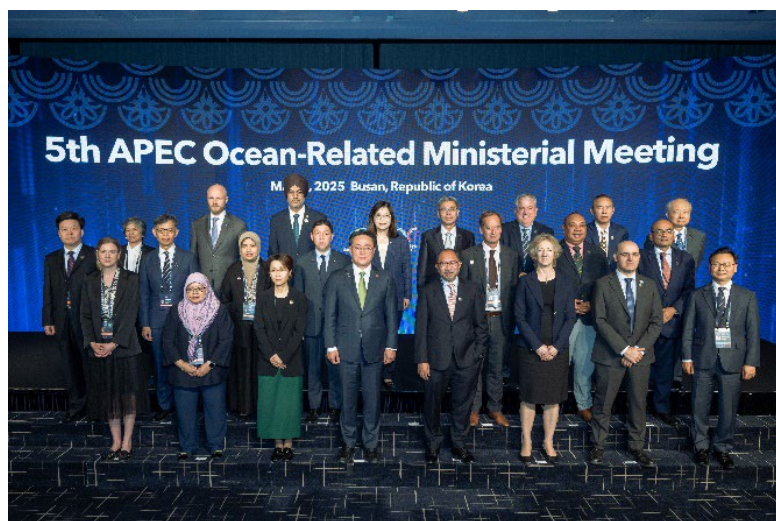


BBNJ 協定の概念図

5 第5回 APEC 海洋担当大臣会合について

令和7年4月30日～5月1日、韓国（釜山）にて、第5回 APEC 海洋担当大臣会合（APEC Ocean-related Ministerial Meeting）が開催されました。APEC海洋担当大臣会合は、アジア太平洋地域における海洋に関する協力を促進するため、APECの枠組みを通じて不定期に開催される閣僚級会合であり、今般、本年APEC議長国である韓国のイニシアティブにより、前回（2014年、中国（厦門））以来11年ぶりの開催となりました。

同会合は、「Navigating Our Blue Future-Connection, Innovation and Prosperity」とのテーマの下に開催され、閣僚級の参加者を含め約100名が参加しました。我が国からは鳩山二郎内閣府海洋政策担当副大臣が出席し、鳩山副大臣から、自由で開かれた貿易・投資環境を推進するAPECの基本理念の尊重と我が国の第4期海洋基本計画に触れつつ、海洋の強靱性向上と海洋環境保護、持続可能な漁業・水産資源の利活用、海洋分野の経済開発に関する我が国の取組につき発言を行いました。各エコノミーからもそれぞれの取組等が述べられ、これら第5回 APEC海洋担当大臣会合の成果が反映された議長声明が発出されました。議長声明では、海洋汚染、災害への備え、漁業と養殖業の持続可能性に取り組む上で、地域協力が果たす重要な役割が強調されました。



各エコノミー代表による集合写真



スピーチを行う鳩山内閣府副大臣

6 特定有人国境離島地域の地域社会の維持について

領海基線を有する離島又はそれと一体性のある離島で、かつ、日本国民の居住している有人国境離島地域は、領海及び排他的経済水域の保全等に関する活動の拠点となります。この拠点としての機能を維持するため、平成 28 年 4 月、議員立法により「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」(平成 28 年法律第 33 号)が成立し、平成 29 年 4 月に施行されました。

有人国境離島地域(29 地域 148 島)の中でも、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるものは、特定有人国境離島地域(15 地域 71 島)とされており、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るため、内閣府においては、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を創設し、①離島住民向けの航路・航空路の運賃の低廉化、②農水産物やその原材料等の移出入に係る輸送コストの低廉化、③雇用機会の拡充、④滞在型観光の促進に係る支援を実施しているところです。

具体的には、雇用機会の拡充では、リノベーションした倉庫を活用したボタニカルカフェの経営(東京都八丈町(八丈島))や、人材育成を目的とする子育てサロンや放課後児童クラブ等の開設(鹿児島県屋久島町(屋久島))等を支援しています。滞在型観光の促進では、各島における自然や文化遺産等の地域資源を活かした滞在型観光プランの造成や企画乗船券・航空券の造成等を支援しています。

こうした支援を行うことにより、北海道利尻町や鹿児島県西之表市では令和 6 年に人口の社会増を達成することができました。引き続き、特定有人国境離島地域における地域経済のさらなる拡大を図り、好循環型の地域社会の構築及びその地域社会の維持に寄与できるよう上記取組を着実に実施していきます。



特定有人国境離島地域位置図

日本の国境に行こう!!

特定有人国境離島とは

有人国境離島地域(29地域148島)の中には、本土から遠く離れていて、人口も大きく減少し、これから先も人々が住み続けられるような環境を整えることが、特に必要な地域があります。これらの地域は、有人国境離島法によって特定有人国境離島地域(15地域71島)として定められ、地域社会を維持するため、創業や事業拡大の支援、観光振興や地元産品の開発など、島内経済の拡大に取り組んでいます。

昔から日本人が暮らしてきたこれらの島々には、長年にわたって受け継がれてきた独自の文化や風習のほか、壮大な自然風景や豊かな食文化が残されています。それぞれの地域・島が持つ個性的魅力に魅力が高まり、日本が多くの島々によって成り立っているということを再認識いただくきっかけとなれば幸いです。

「日本の国境に行こう!!」WEB サイト



特定有人国境離島地域における情報発信の強化を目的として運営する「日本の国境に行こう!!」WEB サイトはこのたび移管・リニューアルし、令和 7 年 3 月からは内閣府ホームページ内で広報しています。15 地域の独特な自然、固有の歴史・文化、観光資源等の魅力をはじめ、祭・イベント情報や各地の情報リンクを発信しています。

コラム 嶋谷市左衛門 小笠原諸島巡検 350 周年

－「幸運」と「努力」の結果確保された広大な日本の排他的経済水域－

今年2025年は、1675（延宝3）年に、江戸幕府の命により長崎の嶋谷市左衛門が富国寿丸に乗って父島・母島の探検調査を行ってから350年になります。小笠原村の島々を起点とする排他的経済水域は、我が国全体のその約3割を占めるともいわれます。嶋谷の探検調査がなければ、父島・母島が日本領土となることはなかったかもしれません。そうなれば、おそらく現在小笠原村に所属する他の島々、例えば硫黄島や南鳥島、沖ノ鳥島などの島々も日本領土になっていなかったでしょう。

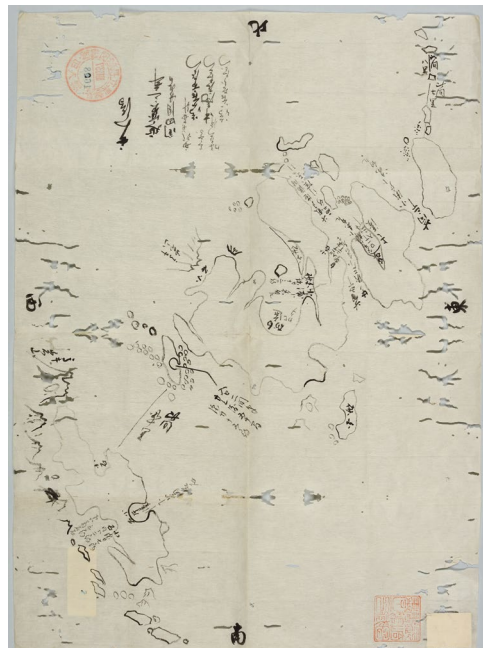
小笠原島（父島・母島）の編入の影響は、小笠原諸島に属する島々に限りません。例えば、平岡昭利下関市立大学名誉教授の研究によれば、八丈島出身の玉置半右衛門は、1876（明治9）年頃に小笠原島に滞在した時にアホウドリの羽毛が高く売れることに気づき、それが鳥島や尖閣諸島などへの日本人の進出につながりました。このように、我が国の離島史において小笠原島の編入は、最も重要な出来事の一つであり、そのきっかけともなった嶋谷市左衛門の探検調査はもっと注目されてしかるべき出来事です。

改めて小笠原島の歴史を振り返ると、その背景には多くの「幸運」と「努力」がありました。無人島だった小笠原島に最初に定住したのは、1830年、欧米人5人を含むハワイからの移民でした。欧米各国の海外進出の競争がもっとも激しくなる19世紀後半の時期に、欧米人の入植が先行したにもかかわらず同島を最終的に日本の領土として確保できたことは奇跡といっても過言ではないでしょう。

第一には、嶋谷市左衛門の探検調査のきっかけとなった1670（寛文10）年の紀州船の小笠原島漂着です。生き残った乗組員たちが、流れ着いた板と元の船の船板を使って船を作り直し、そして自力で伊豆までたどりつくという壮絶な「幸運」と「努力」がなければ、嶋谷の探検調査もありませんでした。

第二の「幸運」は、紀州船の乗組員たちの報告に基づき、江戸幕府が小笠原島に関心を持った時、そこまで航海することが可能な大型船と、それを操ることができ天測航法を心得た船乗りがいたことです。江戸幕府が海路輸送の効率化を目的として唐船の建造を命じたのが1660年代の末期、小笠原島への探検航海に用いられた唐船の2代目富国寿丸が幕府の命により解体されたのは1681年のことです。また、この時期は嶋谷のような朱印船貿易で活躍した船乗りがまだ生存していました。10年早くても10年遅くとも、小笠原島の探検調査は著しく実現可能性が下がったことでしょう。

第三の「幸運」は、この嶋谷市左衛門の探検調査が17世紀末にオランダ商館付きの医師として2年間日本に滞在したケンペルによってヨーロッパに紹介され、日本語の「無人島」という呼び名を元にしたBonin Islandsという名称が欧米で定着したことです。この後の第四の「幸



「無人嶋図 延宝3年潤4月29日」

豊国寿丸は小笠原諸島父島の二見湾に着船後、34日にわたって兄島、弟島、母島にも上陸して動植物、鉱物や地形などを調査し、地図を作成しました。地図には、父島に到着した日付と、探検した者の名前が書かれています。

（提供：長崎歴史文化博物館）

運」にも関連しますが、欧米各国の船が小笠原島に次々に来航し、その領有をめぐる各国がけん制しあう中、各国の上陸調査に先んじて嶋谷の探検調査があり、また名称が日本由来であるということは、大きな意味をもったでしょう。現にペリー提督は、1853年（日本への来航の直前）ペリーが父島において薪水補給所とするための土地を同島の住民から購入したことについて英国から照会を受けた時、ペリーはこの取引が私的な性格のものであることを説明するとともに嶋谷の探検調査が英国側に先行していることに言及をしています。

第四の「幸運」は、英米を含む主要各国が、ライバルの諸国によって小笠原島が領有されることは避けたいと考えていた一方、自らの領土にするという強い意思を持っていなかったことです。文久年間の小笠原島の調査の際にも、1875（明治8）年の明治政府による小笠原島の調査（明治丸を派遣）及び翌年に日本による統治を欧米各国に通知した際にも、米英などの各国からは日本の領有に対して反対は示されませんでした。小磯聡子氏は、明治初期に小笠原の領有問題が再燃した時に、パークス英国駐日公使は、小笠原島が日本領である根拠は薄弱であることは指摘しつつ、小笠原島が日本の管轄下に入ること自体には賛意を示していたと指摘しています。また、同氏は、英国側が独自に小笠原島に船を派遣する方針を決めたことは、日本側に明治丸の同島への派遣を急いで決定することを促し、またその英国船も明治丸に先行して小笠原島に到着することがないように細かい配慮がなされていたと指摘しています。残念ながらこの時、明治政府が、英米などに対して日本側の領有根拠として嶋谷の探検調査を挙げた形跡は見られませんが、嶋谷の探検調査が存在せず、その結果Bonin Islandsの名称もなかった場合、欧米諸国は小笠原島を日本の属島と認めるという対応はとらなかったかもしれません。

さらに、英米などと折衝したり、実際に現地で調査や開拓に従事するなど、日本の管轄を確立するために奮闘した人々の「努力」もあったことはいうまでもありません。

内閣官房領土・主権対策企画調整室が所管する領土・主権展示館では過去の企画展でたびたびこの小笠原島を取り上げています。これらの企画展でのパネルは以下のとおり、同館のウェブサイトに掲載しておりますので、ぜひ一度ご覧いただき、絶海の孤島を目指して旅立った嶋谷市左衛門に思いをはせていただければと思います。小笠原諸島にはこういった先人たちの努力のゆかりの地が多くありますので、ぜひ関心のある方は訪問をご検討ください。また、領土・主権展示館でも小笠原諸島を含めた国境離島などに関する発信をますます充実していきたいと考えておりますので、ご期待ください。

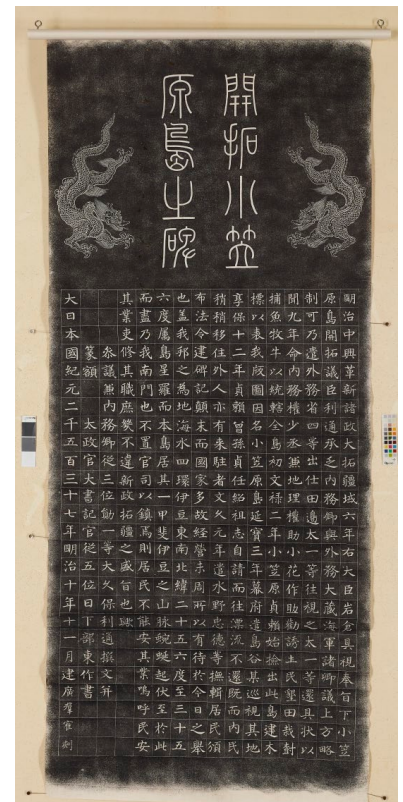
（内閣官房 領土・主権対策企画調整室 企画官 齋藤 康平）

【企画展】・「近代日本の夜明けと離島の編入 ―明治日本のフロンティア―」

https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/tenjikan/contents/past-exhibitions/kikaku_230124.html

・「漂流者たちと日本の領土の歴史」

https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/tenjikan/contents/past-exhibitions/kikaku_220308.html



「開拓小笠原島之碑」

1877（明治10）年、島庁敷地内に建立。碑文を内務卿大久保利通が作り、「延宝三年幕府遣嶋谷某巡視其地」として嶋谷の探検航海に言及しています。

（出典: ColBase

<https://colbase.nich.go.jp>）